

広島県福祉のまちづくり条例施行規則

[広島県規則第18号] 平成7年3月20日公布

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県福祉のまちづくり条例（平成7年広島県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公益的施設)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める公益的施設は、別表1のとおりとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項に規定するもの及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第83条の3第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第5号の伝統的建造物群を構成しているものを除く。

(共同住宅等施設)

第4条 条例第2条第2号の規則で定める共同住宅等施設は、別表第2のとおりとする。

(複合施設)

第5条 条例第2条第3号の規則で定める複合施設は、別表第3のとおりとする。

(道路等施設)

第6条 条例第2条第4号の規則で定める道路等施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。以下「道路」という。）
- (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の3に規定する緑地
- (4) その他公園に類すると知事が認める施設

(公共交通機関)

第7条 条例第2条第5号の規則で定める公共交通機関は、別表第4号のとおりとする。

(適用施設整備基準)

第8条 条例第11条第2項の規則で定める適用施設整備基準（以下「適用施設整備基準」という。）のうち、公益的施設、共同住宅等施設及び複合施設に係るものは、別表第5第1のとおりとする。

2 適用施設整備基準のうち、道路等施設に係るものは、別表第5第2のとおりとする。

3 別表第5第1及び第2の上欄に掲げる項目の整備基準は、下欄に掲げるところによるものとする。

(適用施設の建築等の協議)

第9条 条例第14条第1項(条例第16条において準用する場合を含む。)の協議は、別記様式第1号の適用施設建築等(変更)事前協議書(以下「事前協議書」という。)を提出して行うものとする。

2 前項の協議の対象となる施設が公益的施設(別表第1の路外駐車場等を除く。)、共同住宅等施設又は複合施設(以下これらの施設を「特定施設」という。)である場合は、事前協議書に、別記様式第2号の適用施設整備調書及び次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近の見取図

(2) 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、主要な道路等の位置及び幅員、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、主要な出入口の位置及び幅員、駐車区域並びに車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が乗車する自動車をもとして駐車するための区画(以下「車いす使用者用駐車区画」という。)の位置及び幅員を明示した配置図

(3) 縮尺、方位、間取り、各居室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各居室の位置並びに主要部分の寸法を明示した各階の平面図

3 第1項の協議の対象となる施設が別表第1の路外駐車場等である場合は、事前協議書に、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 前項第1号に掲げるもの

(2) 縮尺、方位、駐車区域、車いす使用者用駐車区画の位置及び幅員並びに駐車場に接する道路の位置及び幅員を明示した配置図

(3) 駐車区画割及び区画その他の主要部分の寸法を明示した平面図

4 第1項の協議の対象となる施設が道路又は第6条第2号から第4号までに掲げる施設(以下「公園施設」という。)である場合は、事前協議書に、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 第2項第1号に掲げるもの

(2) 縮尺、方位、境界線その他の主要部分の寸法を明示した平面図、縦断図及び横断図

(事前協議を要しない適用施設)

第10条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める適用施設は、次に掲げるものとする。

(1) 別表第1の物品販売業を営む店舗等又は飲食施設で、不特定かつ多数の者が

利用する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

(2) 別表第1の遊技場又はスポーツ及びレクリエーション施設で、不特定かつ多数の者が利用する部分の床面積の合計が500平方メートル未満のもの

(3) 別表第1の路外駐車場等で、駐車区域の床面積の合計が500平方メートル未満のもの

(4) 別表第2の共同住宅等で1棟当たりの戸数又は室数が50以下のもの

(5) 別表第2の事務所及び工場で床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの

(6) 別表第3の公益的施設又は共同住宅等施設が複合的に存在する施設で床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの

(適合通知)

第11条 条例第15条第1項の通知の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

(適用施設の建築等の内容の軽微な変更)

第12条 条例第16条の規則で定める軽微な変更は、適用施設整備基準の適用箇所的位置、形状及び寸法の変更を伴わないものとする。

(工事の完了の届出)

第13条 条例第17条の届出は、別記様式第4号の適用施設建築等工事完了届により行うものとする。

(適合証)

第14条 条例第18条第2項及び第22条第4項の適合証の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(立入調査証)

第15条 条例第20条第2項の証明書の様式は、別記様式第6号のとおりとする。

(協議を要しない法人)

第16条 条例第21条の規則で定める法人は、次に掲げるものとする。

(1) 国立大学法人

(2) 独立行政法人国立高等専門学校機構

(3) 独立行政法人国立病院機構

(4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(5) 独立行政法人都市再生機構

(6) 独立行政法人水資源機構

(7) 日本下水道事業団

(8) 県及び県内の地方公共団体が設立した下水道公社、住宅供給公社、土地開発公社及び道路公社

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が認めるもの

(既存施設の適合証の交付申請)

第17条 条例第22条第4項の申請は、別記様式第7号の適用施設整備基準適合証交付申請書（以下「適合証交付申請書」という。）を提出して行うものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

附 則

この規則は、公付の日から施行する。ただし、第8条から第17条までの規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月21日規則第134号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月4日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月7日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年7月1日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 29 日規則第 81 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日規則第 70 号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 15 日規則第 9 号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条中第 16 条の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の広島県福祉のまちづくり条例施行規則別表第 5 第 1 第 2 項 2(1)ただし書及び 2(2)ただし書の規定は、平成 19 年 6 月 19 日までの間は適用せず、整備基準のうち通路に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 36 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 1 日規則第 86 号）
この規則は、公布の日から施行する。